

補充立候補制度等のあり方に関する研究会報告書(骨子)

I 補充立候補制度等のあり方について

[補充立候補制度のあり方について]

(1) 一般の補充立候補の届出期間の延長について

- 一般の補充立候補の届出期間を現行の「選挙の期日前3日まで」から「選挙の期日前2日まで」に延長する(町村の選挙においては現行のままとする)ことが適当であると考えられる。

(2) 選挙期日の延期による補充立候補機会の確保について

- 地方公共団体の長の選挙においては、
 - ・ 選挙の期日前3日までに候補者が死亡等したときは、選挙期日前2日まで補充立候補をすることができることとする
 - ・ 選挙の期日前3日後に候補者が死亡等したときは、選挙期日を延期し、延期された選挙の期日前2日まで補充立候補をすることができることとするが適当であると考えられる。
- 選挙期日を延期する日数については、選挙期日を延期する日を、現行の「期日後5日に当たる日」から「期日後7日に当たる日」に変更することが適当であると考えられる。

[候補者が死亡した場合の期日前投票・不在者投票の取扱いについて]

- 期日前投票・不在者投票のやり直しについては、極めて困難であると考えられる。

II 地方公共団体の長の選挙において法定得票数を得た候補者がなかった場合の対応について

(1) 法定得票数の引下げについて

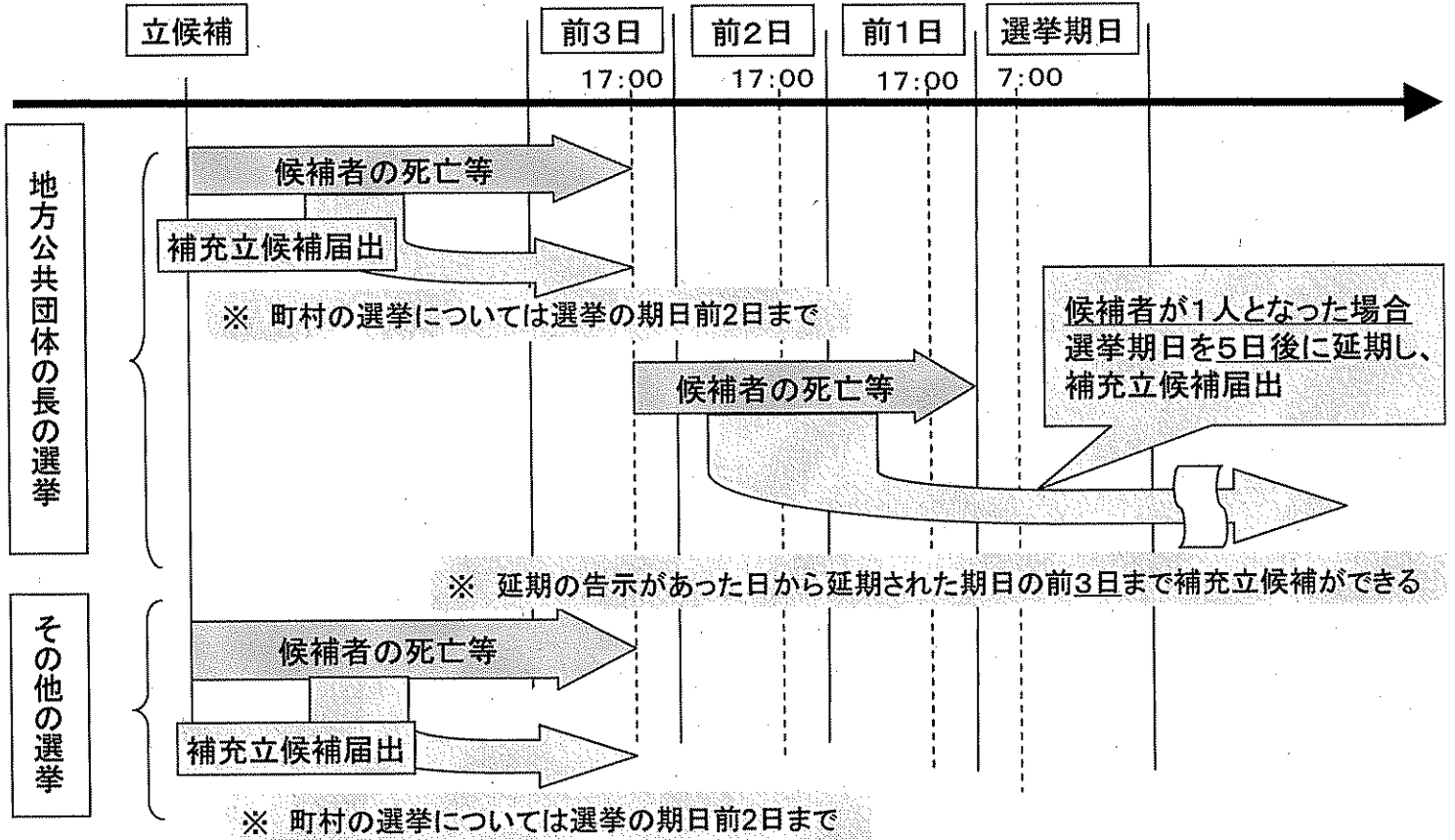
- 法定得票数を引き下げること、適当ではないと考えられる。

(2) 決選投票制度について

- 決選投票制度については、地方公共団体の長の不在期間が長期化するおそれを払拭するためには、決選投票制度を導入することが有力な方法であると考えられるが、当事者である地方自治関係者や有権者等の意向を踏まえながら、決選投票のメリット・デメリットを勘案しつつ、引き続き検討される必要があると考えられる。

補充立候補制度について

現行制度



研究会における提言

